

第 4 8 号議案参考資料

議 案 名

桶川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の一部改正に伴い、選挙長の報酬の額等を改定したいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 桶川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

選挙長及び開票管理者、開票立会人及び選挙立会人、投票管理者並びに投票立会人（以下「選挙長等」という。）の報酬について、次の改定等を行う。 (別表関係)

ア 選挙長等の報酬を国の基準額と同額になるようそれぞれ増額する。

イ 投票管理者及び投票立会人の従事時間が投票時間に満たない場合に、当該従事時間に応じて報酬を支払うこととするとともに、字句の整理等を行う。

- (2) 議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正 (改正条例第 2 条関係)

ア 題名を改める。 (題名関係)

イ 公営の対象となる選挙運動用ポスターの作成単価を国の基準額と同額になるよう増額する。 (第 4 条関係)

- (3) 桶川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正 (改正条例第 3 条関係)

公営の対象となる選挙運動用ビラの作成単価を国の基準額と同額になるよう増額する。 (第4条及び第5条関係)

3 施行期日
公布の日